

項目	区分	目標値	概要
1 アンチモン及びその化合物	無機物・重金属	0.015mg/L以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
2 ウラン及びその化合物		0.002mg/L以下	主に地質に由来して地下水などで検出されることがあります。天然に存在する主要な放射性物質の一つです。
3 ニッケル及びその化合物		0.01mg/L以下	鉱山排水、工場排水などの混入やニッケルメッキからの溶出によって検出されることがあります。
5 1,2-ジクロロエタン	一般有機物	0.004mg/L以下	殺虫剤、有機溶剤として使用される有機化学物質です。
8 トルエン		0.4mg/L以下	染料、有機顔料などの原料です。代表的な有機溶剤で、シンナー、接着剤などに広く使用されます。
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		0.1mg/L以下	プラスチック添加剤(可塑剤)などとして使用される有機化学物質です。
10 亜塩素酸	消毒副生成物	0.6mg/L以下	二酸化塩素の原料又は分解生成物です。二酸化塩素の使用に伴って処理水中に残留するおそれがあります。次亜塩素酸ナトリウムの分解生成物です。
12 二酸化塩素	消毒剤	0.6mg/L以下	浄水処理過程において主に酸化剤として使用されます。
13 ジクロロアセトニトリル	消毒副生成物	0.01mg/L以下	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。
14 抱水クロラール		0.02mg/L以下	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。
15 農薬類	農薬	1以下	水田、畑などで使われる殺虫剤、除草剤などの農薬を対象とします。各農薬の検出値を各目標値で除した値を合計して、その合計値が1以下であることを確認します。
16 残留塩素	臭気	1mg/L以下	水道法では、衛生確保のため塩素消毒を行うことが定められています。残留塩素とは、水道水の中に消毒効果のある状態で残っている塩素のことをいいます。
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	味	10mg/L以上 100mg/L以下	硬度とはカルシウムとマグネシウムの合計量をいい、主として地質によるものです。硬度が低すぎると淡泊でこくのない味がし、高すぎるとしつこい味がします。また、硬度が高いと石鹸の泡立ちを悪くします。
18 マンガン及びその化合物	着色	0.01mg/L以下	基準項目に同じ。
19 遊離炭酸	味	20mg/L以下	水中に溶けている炭酸ガスのことで、水にさわやかな感じを与えますが、多いと刺激が強くなります。また、水道施設に対し腐食などの障害を生じる原因となります。
20 1,1,1-トリクロロエタン	臭気	0.3mg/L以下	工場排水などの混入によって地下水で検出されることがあり、高濃度に含まれると異臭味の原因となります。
21 メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	一般有機物	0.02mg/L以下	オクタン価向上剤やアンチノック剤としてガソリンに添加される有機化学物質です。
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	味	3mg/L以下	有機物の指標として基準項目の「有機物」とは別の測定法により求めた量。水中の有機物などの量を一定の条件下で酸化させるのに必要な過マンガン酸カリウムの量として表したものです。
23 臭気強度(TON)	臭気	3以下	臭気の強さを定量的に表す方法で、水の臭気がほとんど感知できなくなるまで無臭味水で希釈し、臭気を感じなくなった時の希釈倍数で臭気の強さを示したものです。
24 蒸発残留物	味	30mg/L以上 200mg/L以下	水を蒸発させたときに得られる残留物のことで、主な成分はカルシウム、マグネシウム、ケイ酸などの塩類及び有機物です。残留物が多いと苦み、渋みなどを付け、適度に含まれるとまろやかさを出すとされます。
25 濁度	基礎的性状	1度以下	水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえます。
26 pH値	腐食	7.5程度	0から14の数値で表され、pH7が中性、7から小さくなるほど酸性が強くなり、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。
27 腐食性(ランゲリア指数)		-1程度以上とし、極力0に近づける	水が金属を腐食させる程度を判定する指標で、数値が負の値で絶対値が大きくなるほど水の腐食傾向は強くなります。
28 従属栄養細菌	水道施設の清浄度の指標	1mlあたり 2000個以下	生育に有機物を必要とする細菌のことです。水道水の清浄度の指標であり、集落数が少ないほど水道水が清浄な状態であることを示します。
29 1,1-ジクロロエチレン	一般有機物	0.1mg/L以下	家庭用ラップ、食品包装用フィルムの原料に使用します。
30 アルミニウム及びその化合物	着色	0.1mg/L以下	工場排水などの混入や、水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。
31 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	一般有機物	PFOS及びPFOAの量の和として 0.0005mg/L以下	PFOSは平成22年に国内での製造・使用が禁止されています。PFOAについても、国内での製造・使用を禁止する動きがあります。耐熱性や耐薬品性に優れており、分解されにくい性質があります。